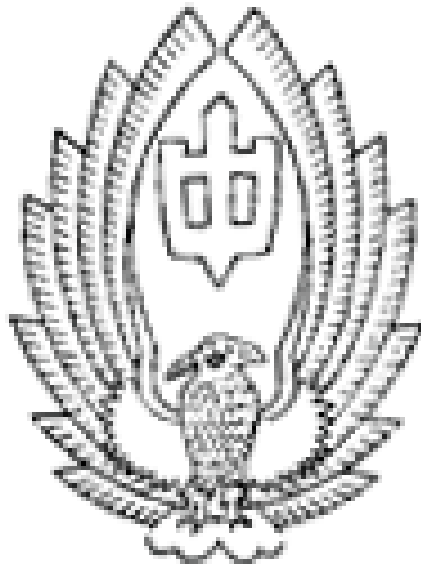


令和6年度

霧島市立溝辺中学校運動部活動に関する活動方針



霧島市立溝辺中学校



霧島市立溝辺中学校運動部活動に関する活動方針

1 策定の趣旨

「溝辺中学校運動部活動に関する活動方針」（以下「活動方針」）は、本校における部活動を主な対象とし、全ての生徒にとって望ましい活動環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域や学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で実施することを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む学校教育の意義を踏まえ、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質や能力の育成を図るとともに、バランスの取れた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにする。
- 運動部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行うものであり、学校は学校教育の一貫として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努める。また、生徒の自主性や自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、部活動を強制したりすることがないように留意する。
- 学校全体として、運動部活動の運営及び指導に係る体制構築に努める。

- 学校は、国が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン H30.3（以下、「ガイドライン」という。）、「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」H31.3（以下「県方針」）、並びに「霧島市部活動の在り方に関する方針」R2.2（以下、「市方針」）に則り、今後、持続可能な運動部活動の在り方について検討するとともに、速やかな改革に取り組む。

2 活動方針

(1) 学校教育の一環としての部活動

- ① 部活動は、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、学校の教育目標及び経営方針に基づき、計画的に実施する。
- ② 部活動は、全職員共通理解の下、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運営を図っていく。

- ③ P T A総会やH P等を利用して、保護者並びに地域に対し積極的に情報提供を行い連携を図るとともに、運営方針について広く発信し、理解を求める。

(2) 適切な運営のための体制整備

① 活動方針等の公表

ア 校長は、「ガイドライン」並びに「県方針」、「市方針」に則り、「運動部に関する活動方針」を作成し、公表する。

イ 運動部顧問は、毎月の活動計画を作成し、校長へ提出する。

② 部活動の指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒の安全確保、指導内容の充実、顧問の業務の適正化を図る観点から円滑に部活動の運営ができるよう、部活動の数の調整を図る。

イ 部活動の運営に関する校内組織体制として「部活動顧問会」を設置し、練習内容や時間（量）、指導法改善、地域・保護者との連携等について協議し、活動の充実に努める。

ウ 校長は、各部の年間・毎月の活動計画、及び活動実績の確認等により、状況把握に努める。

エ 校長は、学校評価及び保護者のアンケートの項目に、「部活動」に関する内容を追加し、評価を基にした業務改善に努める。

オ 合同チーム相互の連携を充実させ、指導に関する情報等の共有を図る。

(3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

① 適切な指導の実施

ア 校長及び部顧問は、文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」(H25.5)に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 顧問は、科学的な見地にに基づき、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習は、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

ウ 顧問は、生徒が生涯にわたって運動やスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動の運営をマネジメントしていく観点から、部活動経営の「P D C Aサイクル」を着実に実施する。

① Plan(計画)・・・実績や生徒の実態に応じて作成

② Do(実施・実行)・・・計画に沿って安全に実施

③ Check(点検・評価)・・・実施状況や効果・成果を点検・評価

4 Action（処置・改善）・・・実施計画や活動内容の見直し、改善

オ 部顧問は、部活動説明会や文書等をとおして、活動目標や指導方針、出場試合・大会等、具体的な活動内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝える。

② 部活動用指導手引の活用

部顧問は、鹿児島県中学校体育連盟が各専門部に配付する中央競技団体または文化部活動に関わる各分野の関係団体等の指導手引き（ガイドライン）を活用して(3)①に基づく指導を行う。

③ 熱中症事故の防止

校長と部顧問は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、運動部活動の実施について適切に判断する。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等、柔軟な対応を検討する。特に、暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合には、原則として屋内外の活動を行わない。

④ 感染症への対応

校長は、感染症の流行・拡大が起きた場合には、各種感染症対策基準により、活動の制限、中止等の措置をとる。

(4) 適切な休養日等の設定

① 学期中は、週に2日以上以上の休養日を設ける。（土日いずれかと原則水曜日を休養日とし、月8日以上以上の休養日を必ず設ける。）土日とも大会参加等で活動した場合は、休養日を他の曜日で確保する。また、土日を含む3連休以上の際は、その期間内で1日以上以上の休養日を設ける。）

② 1日の活動時間は、平日2時間程度、休業日（土・日・祝日・振替休業日及び長期休業）は3時間程度とする。ただし、大会及び練習試合等は除く。

平日の終了時間及び完全下校時刻は、下記の通りとする。

期 間	終了時刻	下校時刻
4～10月（地区新人大会まで）	18：30	18：40
7・8月（夏休み期間）	1日3時間程度、	～17：00
地区新人～11月	18：00	18：10
12～1月	17：30	17：40

2～3月	18:00	18:10
------	-------	-------

- ③ いずれの期間も日没までには帰宅できる活動時間とする。(天候や日没時間により、上記の時間より終了時間が早まることもある。)
- ④ 朝の活動は、原則として行わない。ただし、全国中学校体育大会及び九州中学校総合体育大会へ出場する際には、期日前1か月程度は、校長の判断の下、実施できることとする。なお、この期間は、校長の判断の下、活動時間等の調整をする。
- ⑤ 定期テストの実施5日前から試験終了までを休養日として設定する。
- ⑥ 学校閉庁日及び年末休暇となる下記の日または期間を、休養日または休養期間とする。(令和6年度)
 - ・ 8月11日～17日(リフレッシュWEEK)
 - ・ 12月29日～1月3日(年末・年始休暇)

(5) 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、各運動部活動が参加する大会・試合等を把握し、生徒や部顧問の過度な負担とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。なお、参加する大会数の上限については、年間16回程度とする。これには、中体連の主催する地区・県総体は含まない。

(6) 事故への対応

- ① 校長及び部顧問は、事故が発生した場合は、生徒の安全を最優先させるとともに、事故の事実関係を正しく把握し、保護者へ丁寧に状況を伝える。また、事故や負傷の発生時に、当該生徒の救護や応急措置を優先して行うことができるよう、救急体制を整備しておく。(練習、校外での試合・大会等)
- ② 自然災害への対応

学校での活動中は、学校の対応マニュアルに則って対応する。なお、大会においては大会規定によるものとする。
- ③ 保険について

部活動中の生徒の災害(負傷、疾病、傷害等)については、「学校管理下」に該当するため、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度が適用される。また、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度以外の保険加入について、個人または、部活動単位で責任保険等に加入することを推奨する。

(7) その他

- ① 活動方針は、国や県、市などの動きを注視し、必要に応じて見直しを図る。
- ② 令和5年度においても継続して、「部活動における練習試合・大会参加について」に則り、感染症対策を講じながら活動するものとする。